11　試験に関する照会先　公益財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号ＳＥＭＰＯＳビル　郵便番号　150―0002　電話番号　03（3486）7521（平日午前９時30分から午後５時）　試験案内専用電話番号　03（3486）7559（音声案内）ホームページ　https://www.sssc.or.jp/

社会福祉士試験委員の公告

第39回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

令和８年８月７日

厚生労働大臣　上野賢一郎

試験委員長　栃本一三郎

副委員長

有村　大士	石川　鎮清	岩本　操
岡田　まり	片岡　靖子	潮谷　有二
武川　正吾	茶屋道拓哉	中川　純
西田　和弘	松端　克文	

委員

青井　夕貴	朝田　佳尚	池谷　秀登
石田賀奈子	伊藤　隆博	伊藤　優子
井上　浩平	梅谷　進康	大迫　秀樹
大西　雄一	岡﨑　幸友	尾方　欣也
金子　徹	鏑木奈津子	川久保　寛
河谷はるみ	川村　岳人	菊地　英明
北村　世都	汲田千賀子	久保田　純
黒田有志弥	小西　暁和	栄　セツコ
佐竹　要平	新保　祐光	菅原　里江
鈴木　忠義	鈴木　裕介	墓　豊
高野　和良	高野　龍昭	高野八千代
髙山由美子	竹島　太郎	田嶋　英行
辰野　文理	樽井　康彦	角田　亮
冨江　直子	冨永　忠祐	中井　俊雄
中村　卓治	中矢亜紀子	西﨑　緑
橋爪　幸代	橋本　理子	橋本有理子
畑　亮輔	早坂　聡久	原田　晃樹
菱沼　幹男	平部　康子	眞榮城和美
増田　和高	松倉真理子	山田　勝美
山本　博之	吉田　俊之	與那嶺　司
脇野幸太郎		

精神保健福祉士国家試験の施行

精神保健福祉士法（平成９年法律第131号。以下「法」という。）第６条の規定により、第29回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和８年８月７日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月６日（土曜日）及び２月７日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

３　試験科目　医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、ソーシャルワークの理論と方法（専門）、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論

なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法及び社会福祉調査の基礎の試験が免除される。

４　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は132問、総試験時間は230分とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

５　受験資格　次のいずれかに該当する者

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業した者（令和９年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者

なお、指定科目は次のとおり（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令・厚生労働省令第３号。以下「科目省令」という。）第１条に掲げる科目）であること。

ただし、法第７条第４号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において１年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑳までに掲げる科目とする。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　地域福祉と包括的支援体制
⑥　社会保障
⑦　障害者福祉
⑧　権利擁護を支える法制度
⑨　刑事司法と福祉
⑩　社会福祉調査の基礎
⑪　精神医学と精神医療
⑫　現代の精神保健の課題と支援
⑬　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑭　精神保健福祉の原理
⑮　ソーシャルワークの理論と方法
⑯　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
⑰　精神障害リハビリテーション論
⑱　精神保健福祉制度論
⑲　ソーシャルワーク演習
⑳　ソーシャルワーク演習（専門）
㉑　ソーシャルワーク実習指導
㉒　ソーシャルワーク実習

⑵　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が３年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限３年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限３年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において１年以上相談援助の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限２年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第１項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限２年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において２年以上相談援助の業務に従事したもの（令和９年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　学校教育法に基づく大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限４年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（令和９年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において基礎科目を修めて修了した者（令和９年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において基礎科目を修めて、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第７条第２号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において６月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第２条に掲げる科目）であること。

①　医学概論
②　心理学と心理的支援
③　社会学と社会システム
④　社会福祉の原理と政策
⑤　地域福祉と包括的支援体制
⑥　社会保障
⑦　障害者福祉
⑧　権利擁護を支える法制度
⑨　刑事司法と福祉
⑩　社会福祉調査の基礎
⑪　ソーシャルワークの基盤と専門職
⑫　ソーシャルワーク演習